

平成27年10月22日

各課長等

うきは市長 高木典雄

平成28年度予算編成方針について

このことについて、下記のとおり予算編成方針を定めたので、これに基づき諸般の事務を進められたい。

また、平成28年度当初予算は、7月執行予定の市長選挙のため「骨格予算」とし、新規事業の予算計上は、原則これを認めない。

記

● 平成28年度予算編成方針

1. 総括的事項

平成28年度は、うきは市にとって新たな一步を踏み出す年となる。

「第1次うきは市総合計画」策定から10年が経過し、平成28年度から「第2次うきは市総合計画」がスタートする。当計画が掲げた将来像「うきはブランドを絆で結ぶ しあわせ彩る うきは市」(案)の実現に向けて、主要施策を確実に実行しなければならない。

また、地方創生においては、6月30日に「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」が閣議決定され、地方創生の動きは本格稼働し、政策実現に向けた取り組みも必要となってくる。

本市の地方創生策は、地方版総合戦略の「うきは市ルネッサンス戦略」が、先の9月議会定例会において承認され、平成28年度からプロジェクト事業を本格的に実施する段階へ移行することとなる。この政策実現のためには、従来の「縦割り」の取り組みを排し、様々な分野における官民協力や地域間連携、政策間連携を図り、「地域の総合力」を最大限に発揮させることが必要である。

私たちは、限られた財源の有効活用に努める一方、将来の「うきは市」を見据えた地方創生策を強力に推し進めていかなければならない。

本市の財政状況は（別紙グラフ）のとおりであり、歳入面では一般財源の大部分を占める地方交付税加算が減少する見込みに対し、歳出面は社会保障に要する扶助費及び起債償還費が増加しており、一層の計画的財政運営が求められている。

冒頭記述のように、平成28年度当初予算は7月に実施される市長選挙に伴い「骨格予算」編成とする。予算計上する事業にあつては、「第2次うきは市総合計画」に基づく事業を中心とし、その他の事業にあつては、真に緊急性の高い事業のみとする。

「第2次うきは市総合計画」の基本目標（案）は、以下のとおりであり、目標実現に向けた事業を推進していくものとする。

『将来のうきは市を担う人を育み、大切にしています。』

『活力にあふれ、まち全体がにぎわっています』

『誰もが生き生きと安心して健康に暮らしています』

『安全で安心なまちで、住みよさを実感しています』

『みんなの力で協働して支えるまちづくりを進めています』

また、骨格予算編成であることを踏まえ、計上する経費は、

- ① 人件費、公債費、扶助費などの義務的経費
- ② 一般的経常経費
- ③ 27年度からの継続事業で、28年度も引き続き実施しなければならない事業経費
- ④ 年次計画に則った投資的事業経費
- ⑤ 債務負担行為を設定している事業経費

⑥ 「うきは市ルネッサンス戦略」にある事業で、28年度に実施する事業経費

⑦ その他緊急性の高い事業及び事業中断が甚大な影響を及ぼす事業経費とする。

さらに、一般財源確保のため、税等収入の確保、受益者負担の適正化に努めることとする。

2. 歳入に関する事項

歳入については、総括的事項に基づき、以下の事項に特に留意することとすること。

(1) 市税については、経済情勢・税制改正等を勘案し、確実かつ妥当な収入額を計上し、税負担の公平を期するため課税客体の捕捉もれがないよう努めること。

(2) 国・県補助金については、情報収集に努め、確実な額を計上すること。特に国の「地方創生政策」の積極的な活用を図ること。

また、「社会資本整備総合交付金制度」については、その内容を確実に把握すること。

(3) 起債については、後年度の財政負担を考え、適債事業のうち交付税措置のあるものを選択すること。合併特例事業債については企画財政課との事前協議を行い、計上すること。

(4) 各種基金の繰入れについては、事業ごとの単なる財源不足による繰入れは行わないこと。

(5) 広告収入、不用資産の処分など、あらゆる可能性を検討し、歳入の増加を図ること。

(6) 各科目を通じて、過大な見積りを避け、適正な収入額を計上すること。

3. 歳出に関する事項

歳出の計上に当たっては、課等ごとに全ての事業について、再度精査を行い、全ての経費の積算を正確に明示するとともに、必要性、緊急性、行政効果などに欠ける経費は計上しないこと。

(1) 経常経費

経常経費の見積りについては、ゼロベースで徹底した見直しを行い、予算要求額は、課等ごとに前年度を上限とする。その際、以下の事項については、確実に遵守することとする。

- ① 職員給は、平成28年1月1日現在の職員数・給与を基礎に、退職・採用を考慮のうえ計上すること。また、非常勤職員の人件費については、単価の改定が予定されていないものは、現行単価で計上すること。
- ② 旅費、需用費、委託料などの物件費については、特に見直しを行い、削減を図ること。また、食糧費については、会食等は計上しないこと。

(物件費削減の具体例：

ア 印刷製本については、内部印刷とすること又は「広報うきは」への掲載に代えること。

イ 車借上料については、市所有車両の活用を図ること。

ウ 旅費については、出張の必要性を精査するとともに、旅行人数の制限及び公用車の使用を図ること。

エ 委託料については、入札・見積り合わせを実施すること。

オ 消耗品・光熱水費については、省エネの徹底等を図ること。)

- ③ 賃金については、その配置・採用・単価について、事前に人事係了解分についてのみを計上すること。【臨時職員等任用調書：人事係締め切り11月末日】
- ④ 維持補修費については、「行政改革推進委員会」の答申を十分に理解した上で、施設の維持補修を計画的に行い、単年度の多大な負担を避けること。
- ⑤ 指定管理料については、指定管理者制度の本旨に鑑み、計上すること。
- ⑥ 備品購入費については、使用に耐えない買い替え備品のみを計上すること。
- ⑦ 研修会等における懇親会参加負担金への公費支出については、これを認めない。

⑧ 特別会計への繰出しについては、繰出基準内の繰出しを原則とする。

(2) 投資的事業

① 投資的事業に当たっては、骨格予算編成につき、これを認めない。但し、継続事業及び年次計画事業で、事業中断が困難な場合は例外とする。

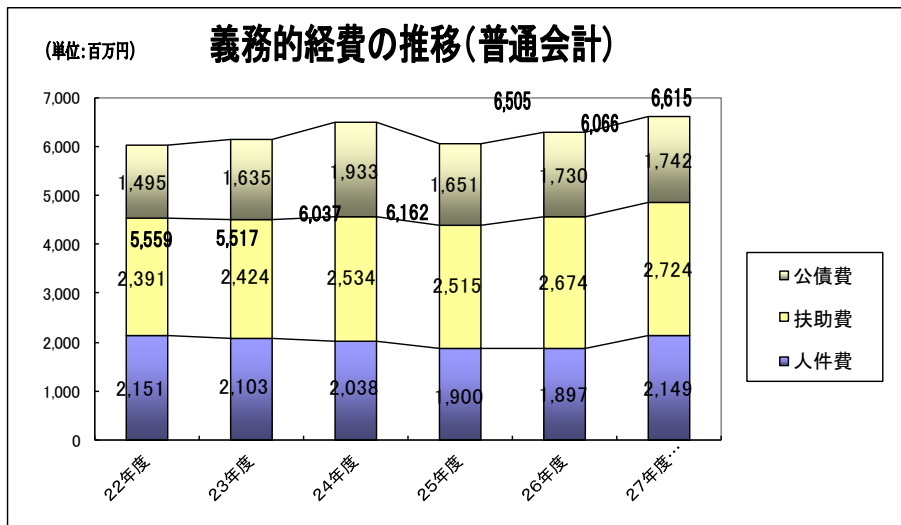
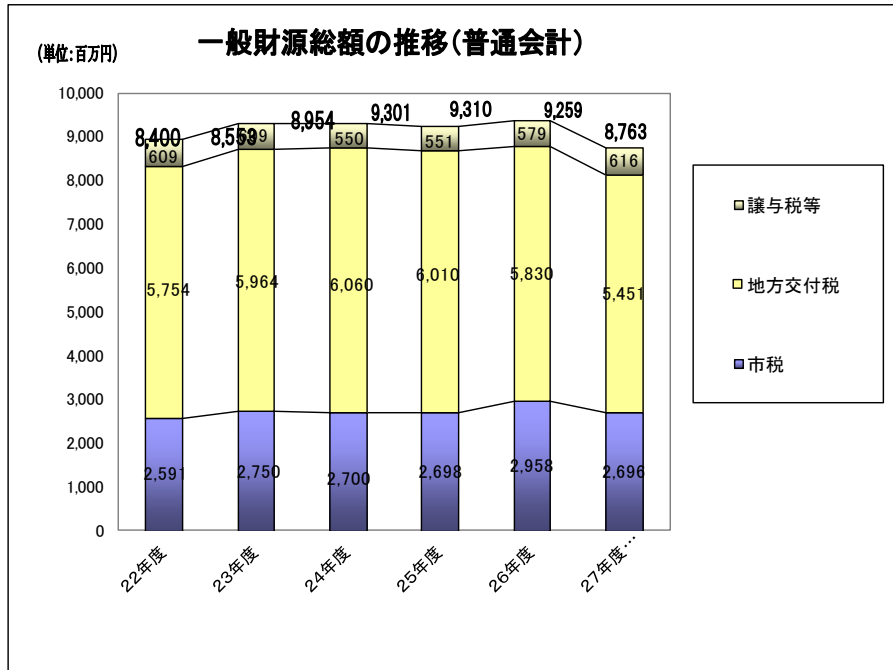
② 国・県営事業、国・県補助事業の利用促進を図ること。

③ 単独事業については、優先順位を付し、適債事業の導入を図ること。(起債事業については、事前に財政協議のこと。)

⑧ 施設・設備の主なものについては、別途年次計画を作成の上、計上すること。

4. 債務負担行為

後年度の財政負担の増大を避けるため、債務負担行為の設定に当たっては、慎重を期し、安易な設定は行わないこと。



起債・基金残高の推移

